

ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会 業者等選定委員会要綱（案）

（目的）

第1条 ODAIBA ファウンテン（仮称）実行委員会（以下「実行委員会」という。）の契約に関し、指名競争入札又は随意契約（特定の一者と契約を締結する場合を除く。）により契約を締結しようとする場合において、厳正かつ公平に優良業者を選定するため、業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）予定価格が500万円以上の工事請負契約に係る指名業者の選定に関する事
- （2）予定価格が300万円以上の工事請負契約以外の契約に係る指名業者の選定に関する事
- （3）前号のほか、委員長が特に必要と認めた契約に係る指名業者の選定に関する事。

（組織）

第3条 選定委員会は、委員長及び委員5名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にあるものをこれに充てる。

委員長 東京都港湾局 臨海開発部長

委員 港区産業・地域振興支援部 観光政策担当課長

委員 株式会社東京臨海ホールディングス 事業調整部長

委員 一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 事務局長

委員 公益財団法人東京観光財団 地域振興部長

委員 アーツカウンシル東京活動支援部 支援デザイン担当課長

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員をおくことができる。

（委員長の職務及び代理）

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(召集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が関係委員を招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が緊急かつやむを得ないと認めるときは、関係委員を招集せず、書類の回議により調査及び審議を行うことができる。
- 3 委員会は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席（オンラインによる出席を含む。）がなければ会議を開くことができない。

- 2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。なお、委員は、選定委員会に出席できない場合は、書面による決議参加に代えること、または、代理を立てることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(選定基準)

第9条 選定委員会において、指名業者を選定する場合は、東京都の各指名競争入札参加者指名基準に準じて選定するものとする。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局で処理する。

附則 この要綱は令和8年●月●日から施行する。